野澤正充著『契約法〔第3版〕(セカンドステージ債権法 I)』(2020 年 4 月刊) ISBN 978-4-535-52428-6 第1版第1刷

お詫びして下記のとおり訂正させていただきます。

- ·18頁1行目
- (誤) 定型約款準備者がその定型約款よって
- (正) 定型約款準備者がその定型約款によって (「に」の補充)
- ・59 頁 14 行目
- (誤) 広告に定めた行為をした数人うちの
- (正) 広告に定めた行為をした数人のうちの(「の」の補充)
- ・61 頁 2 行目と 19 行目、62 頁 9 行目、70 頁 24 行目
- (誤) 牽連関系
- (正) 牽連関係(「係」に修正)
- •92 頁 13 行目
- (誤) (同3項)
- (正)(同5項) (項数の修正)
- ・94 頁下から8行目
- (誤)同条3項の損害賠償も、
- (正) 同条4項の損害賠償も、 (項数の修正)
- •102頁1行目
- (誤) (563-566、570、637、638条など)。
- (正) (566、637条など)。
- ・120 頁上部の図
- (誤) 売買(200万円)
- (正)売買(220万円) ※前頁の記載に合わせて修正
- ・131 頁 17 行目
- (誤)目的物の引渡しのまでの間に

- (正)目的物の引渡しまでの間に(「の」の削除)
- ・頁
- (誤)
- (正)
- •162頁9行目
- (誤)消費貸借は、使用貸借(593条)・寄託(657条)とともに、当事者の一方が
- (正)消費貸借は、当事者の一方が(「使用貸借(593条)・寄託(657条)とともに、」を削除)
- ・189 頁 13 行目
- (誤)借地権を設定する場合(23条1項
- (正) 借地権を設定する場合(23条2項 (項数の修正)
- ・191 頁 16 頁
- (誤) 他人の物の賃貸借も有効であり (559・560条)、
- (正) 他人の物の賃貸借も有効であり(559・561条)、
- ・192頁12行目
- (誤)「いかなる名義をもってするかを問わず、
- (正)「いかなる名目によるかを問わず、
- ·196頁3行目
- (誤) (621条による600条の準用)
- (正) (622条による600条の準用)
- ・215 頁下から3~2行目
- (誤)「契約を解除することができる」
- (正)「契約の解除をすることができる」
- ・227 頁 2 行目
- (誤) (167条1項)
- (正) (166条1項)
- •233頁6行目

- (誤) (599条)
- (正) (597条3項)
- ・243 頁下から8行目
- (誤) (634条以下)
- (正) (636条以下)
- ・252 頁下から 2 行目
- (誤) 同項は限定列挙である)、
- (正) 同項は例示列挙である)、
- ・253 頁下から 3 行目
- (誤) (546条・541条)
- (正) (564条・541条)
- ・253 頁下から1行目
- (誤) (546条・542条1項
- (正) (564条・542条1項
- •260 頁 1 行目
- (誤)委任者の責めに帰すことのできない事由によって履行の中途で終了したときでも、
- (正)委任者の責めに帰すことのできない事由によって履行することができなくなったとき、または、履行の中途で終了したときでも、

(「履行することができなくなったとき、または、」の追加)

- ・260 頁下から 14 行目
- (誤)「自己の財産におけると同一の注意」
- (正)「自己の財産に対するのと同一の注意」
- ・264 頁下から 10 行目
- (誤) しかし、委任が受益者の利益
- (正) しかし、委任が受任者の利益
- ・270 頁下から1行目
- (誤)委任の終了をその相手方に対抗することができないとした。
- (正)委任の終了をその相手方に対抗することができないとした(655条)。

- •273頁4行目
- (誤) 通知しなくてよい (660条)。
- (正) 通知しなくてよい (660条1項)。
- ・273 頁下から 9 行目
- (誤) その返還を請求できることである (662条)。
- (正) その返還を請求できることである (662条1項)。
- ・280 頁 9 行目
- (誤) 各組員によって
- (正) 各組合員によって